

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第6条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

特記仕様事項

1. 業務名称

R 4 阿土 今津坂野海岸（今津地区） 阿南・那賀川 長寿命化詳細設計業務

2. 業務目的

本業務は、今津坂野海岸保全施設において、老朽化に伴う劣化・変状部の調査、補修設計を実施するものである。

3. 業務内容

（1）設計計画

業務の目的・主旨を把握した上で、業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

（2）変状調査

1) 現地調査

既存の長寿命化計画書(※1)及び関連資料を収集整理し、内容を把握するとともに長寿命化計画書における点検、評価結果を踏まえ、劣化・変状部（ひび割れ等）の詳細調査を実施する。また、詳細調査結果を基に補修対策が必要な箇所を把握し整理する。

（※1）別添資料参照

2) 調査結果図作成

劣化・変状部の詳細調査結果を基に、調査結果図を作成し、補修対策が必要な箇所の規模・範囲等を取りまとめる。

（3）補修設計（堤防防護高さの不足部、堤防天端被覆工、堤防沈下・陥没部、堤防ひび割れ部、堤防目地部、堤防剥離・損傷部、堤防吸出し・空洞化部、根固め工）

1) 設計条件の検討

海岸保全施設に必要とされる機能条件を確認し、補修設計に必要な条件を検討する。

2) 工法検討

補修対策が必要な劣化・変状部について、補修工法の比較検討を実施し、施設構造の安定性、経済性、施工性等に留意し、最適な対策工法を選定する。

なお、堤防防護高さの不足部及び根固め工は対象外とする。

3) 施工計画

施工方法、施工手順、施工機械等の条件整理を実施し、周辺への影響も考慮した施工計画を検討し、立案する。

（4）設計図

設計結果に基づき、工事発注に必要な図面作成を実施する。

（5）数量計算

数量算出要領に基づき、工事発注に必要な数量計算を実施する。

（6）照査

仕様書に基づく各種条件、検討項目、設計内容等の照査を適時適切に実施し、照査報告書にとりまとめる。

（7）報告書作成

業務目的と仕様書を踏まえ、業務成果を取りまとめた報告書を作成する。

（8）打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ時（2回）、成果提出時の計4回を基本とし、必要に応じて適宜実施するものとする。